

「青森市小規模事業者経営改善資金支援事業補助金制度」
(マル経融資利子補給制度)
終了のお知らせ

平成26年4月1日より青森市が実施している「青森市小規模事業者経営改善資金支援事業補助金制度」(マル経融資利子補給制度)が、平成29年3月31日をもって終了することとなりました。

これに伴い利子補給対象者の条件が下記の通りとなることをお知らせいたしますので、マル経融資ご利用の際にはご注意ください。

記

- ・利子補給対象者 青森商工会議所の推薦を受け、平成29年3月31日(金)までにマル経融資を受けた方で利子補給制度を利用していない方
- ・対象となる利子 平成29年3月31日(金)までに受けたマル経融資の支払利子(1回目から12回目まで)相当

以 上

【お問合せ先】

青森商工会議所 中小企業振興部 経営相談課
TEL. 017-734-1311 FAX. 017-775-3567